

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	<p>事業地の公立学校 16 校において、特別な支援が必要な小学 5 年生に対して中学校への進学支援を行う。またこれらの子どもを受け入れるための中学校の環境整備、中学校教員の能力強化と併せ、地域への啓発活動、政策提言を行う。これにより、特別な支援が必要な子どもが義務教育期間である 9 年間を通して、切れ目のない支援を受けられるインクルーシブ教育¹体制を強化する。2 年次は、1 年次に開発および試行した研修内容を改善・強化し、事業対象校を拡大する。</p>
	<p>The project supports 5th-grade children with special needs to transit to secondary grades. Also, we enhance the environment and strengthen the capacity of teachers at secondary schools. In addition, we conduct awareness-raising activities for community people and policy advocacy. These will improve inclusive education practices throughout the nine years of compulsory education. In the second year, we improve and enhance the training contents developed and tested in the first year and increase the number of target schools.</p>
(2) 事業の必要性と背景	<p>(ア) 事業実施国における一般的な開発ニーズ</p> <p>モンゴルにおける初等教育の純就学率は 96.5%、修了率は 98.5%と、比較的高い数字が達成されている²。一方で、教育へのアクセスや中途退学については未だに課題が存在する。モンゴルにおける中等教育の純就学率と修了率の男女別の内訳をみると、女子生徒の純就学率 94.7%および修了率 95.6%に対し、男子生徒の純就学率は 91.5%および修了率は 89.3%である³。学年が上がるにつれて、保護者の女子に対する進学への関心が高くなり、男子は家業の手伝いなどを理由に中退することが多くなるため、その差が広がってしまう⁴。したがって、中等教育におけるジェンダーの平等の観点では、男子生徒の就学率の改善が課題となる。</p> <p>地理的・言語的特性としては、モンゴルの地方都市では、競馬の騎手になる子ども、チベット仏教僧になる子ども、家計を支えるために遊牧や農耕をする子どもがおり、年を重ねるにつれて学校へ通わなくなる子どもが一定数いる。また、モンゴル総人口の約 14%を占める少数民族の子どもたちは、自身の言語と公用語であるモンゴル語の両方を学校で学ぶことに困難を抱えており、中途退学や学業不振に陥ることも指摘されている⁵。</p> <p>障害児と教育の問題としては、2019 年には、おおよそ 2,405 人の障害児が、学校やその他教育施設に在籍しておらず、教育へのアクセスが阻まれているとユネスコは報告している⁶。理由としては、差別や偏見を恐れて親が子どもを家から出させない、重度の障害または病気のため家から出ることができない、学校で教師や級友からいじめや嫌がらせを受けて通えなくなる、学校の設備や体制が障害を持つ子どもを受け入れるために整っていないなどの理由がある。</p> <p>上記の通り、様々な理由で学校に就学できない、または不登校・中退に陥る子どもたちが多数存在する。子どもが中学校、高等学校へと進学するにつれこのような課題</p>

¹ 本事業において「特別な支援が必要な子ども」とは、障害に限定しない。自身の言語が公用語と異なることにより学習に困難を抱える子ども、家業を手伝うために学業を中断せざるを得ない子ども、貧困が理由で学校に通えない子どもなど、あらゆる背景を理由に、必要な教育的支援を十分に受けられていない子どもたちのことを指す。また、「インクルーシブ教育」は、教職員の教授法や教育制度の変革によって、特別な支援が必要な子どもが個別のニーズに合った支援を受けることで、他の子どもたちと同等に質の高い教育にアクセスできることを指す。

² UNICEF, 'Mongolia, Social indicator sample survey-2018, infographic', 2018.

³ Ibid

⁴ Ibid

⁵ Independent Research Institute of Mongolia (IRIM), 'Supporting inclusive education project, final report', 2019.

⁶ UNESCO, 'Education in Mongolia, Education policy review report', 2019.

は深刻化し、進学率に多大な影響を与えている。

(イ) 申請事業の内容および事業地の背景

本申請事業は、1年次に引き続き、首都ウランバートル市の3地区（ソングノハイルハン、バヤンズルフ、チンゲルテイ）、ウブルハンガイ県とホブド県を事業対象地とする。先行事業「誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業」において、インクルーシブ教育のモデルケースを対象地の小学校で形成してきたが、それとともに中学校進学後のインクルーシブ教育が十分確保されていないことが課題視された。インクルーシブ教育が小学校で途絶え、特別なニーズを持つ子どもを中心に中退が発生しないよう、中学校でもモデルケースの構築が必要となった。そのため、先行事業の経験も踏まえ以下の要素が事業内容の中に含まれるべきと考える。

- ・ 小学校から中学校への教師間の引継ぎ、生徒自身の進学準備に対する支援
- ・ 中学校教職員へのインクルーシブ教育に関わる能力強化、学校環境の整備
- ・ インクルーシブ教育や基礎教育修了に関する保護者の意識啓発
- ・ 現場の実践を支える体制整備

(ウ) これまでの事業の成果・課題、課題への対応策

第1年次では、これまでに、下記の通り今後の活動が円滑に進むよう、事業基盤の整備を行った。

- ・ 教育科学省との間で事業実施に関する覚書を取り交わした。
- ・ 1年次の対象校の選定を完了した。
- ・ 各対象地でキックオフミーティングを実施した。対象校の教職員代表に事業内容を説明し、対象校が事業に協力する旨を覚書として取り交わした。(活動4.2)
- ・ インクルーシブ教育調整委員会、専門家グループ、事業ワーキンググループの参加者を最終化した。(活動4.3-4.5)
 - インクルーシブ教育調整委員会について、ウランバートル市とホブド県のそれぞれで第1回会合を実施し、当会職員が事業内容や当委員会の役割などについて説明した。(活動4.3.1、4.3.2)
 - インクルーシブ教育調整委員会の一環として、政策提言ワークショップを実施した。公立学校でIEP (Individualized Education Program、個別教育計画) を基に学ぶ特別なニーズを持つ子どもの評価に関する規定について内容を議論し、1次草案を作成した。(活動4.3.3)
 - 各対象地で第1回事業ワーキンググループ会合を実施し、2年次の整備に向けて、対象校で障害を持つ子どもが使用しやすいトイレ、校内の手すりやスロープの設置、通学路や学校の入り口に関するニーズの聞き取りを行った。(活動2.5.1、4.5)
- ・ 事業を紹介するブローシャーを作成し、各対象校、障害児親の会 (APDC)⁷などに配布した。(活動3.4.1)
- ・ 研修内容の計画を完了し、研修教材の開発を開始した。(活動1.2、1.4、2.2、3.2)
- ・ 成果を測る指標の確認方法を含む、MEAL ツールの計画を完了した。ベースライン調査について、報告書の最終化フェーズに入った(活動1.1、2.1、3.1、4.1)。

課題としては、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておらず、防疫措置の内容

⁷ 現地非営利団体 Association of Parents with Disabled Children

	<p>に合わせて活動時期の調整や、参加人数の制限を余儀なくされている。スタディツアーについては代替手段を検討している。今後の活動においても、次善の計画を前もって検討することで対応する。さらに、各活動において一般的なインクルーシブ教育の推進のみに終始せず、With コロナ・After コロナの状況下のモンゴルにとって適切な内容や方式を随時取り入れるよう努める。例えば、近年のモンゴルは小中学校を閉鎖し遠隔教育を取り入れている。この中で、特別なニーズを持つ子どもをはじめとする子どもたち全体の学習の遅れをカバーするための具体的な手法を、本事業で開発する教師向けの研修や保護者向けワークショップで取り扱う。</p> <p>●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性</p> <p>本事業は、目標 4.「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」および目標 10.「各国内及び各国間の不平等を是正する」に合致する。</p> <table border="1"> <tr> <td>ジェンダー平等</td> <td>環境援助</td> <td>参加型開発 ／ 良い統治</td> <td>貿易開発</td> <td>母子保健</td> <td>防災</td> </tr> <tr> <td>2:主要目標</td> <td>0:目標外</td> <td>1:重要目標</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> </tr> <tr> <td>栄養</td> <td>障害者</td> <td>生物多様性</td> <td>気候変動 (緩和)</td> <td>気候変動 (適応)</td> <td>砂漠化</td> </tr> <tr> <td>0:目標外</td> <td>2:主要目標</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> </tr> </table> <p>●外務省の国別開発協力方針との関連性</p> <p>対モンゴル国 国別開発協力方針(平成 29 年 12 月)では、重点分野として「(3)包摂的な社会の実現」が掲げられている。特にこの中の「障害者の社会参加・社会包摂の推進を支援する」という部分が、本申請事業の目標と活動内容に合致している。</p> <p>●「T I C A D V I および T I C A D 7 における我が国取組」との関連性</p> <p>本申請事業の対象地はアジア地域であるため、該当しない。</p>	ジェンダー平等	環境援助	参加型開発 ／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災	2:主要目標	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	栄養	障害者	生物多様性	気候変動 (緩和)	気候変動 (適応)	砂漠化	0:目標外	2:主要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外
ジェンダー平等	環境援助	参加型開発 ／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災																				
2:主要目標	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外																				
栄養	障害者	生物多様性	気候変動 (緩和)	気候変動 (適応)	砂漠化																				
0:目標外	2:主要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外																				
(3) 上位目標	モンゴル国の義務教育期間において、一貫した継続的なインクルーシブ教育システムが構築されることで、特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加が促進される。																								
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	<p>ウランバートル市 3 地区とウブスハンガイ県、およびホブド県において、特別な支援を必要とする第 6 学年から第 9 学年の子どもたちが、義務教育期間である 9 年間を通して個々のニーズに応じた指導や教育支援を継続的に受けられるようになる。</p> <p>1 年次からの対象公立学校において、インクルーシブ教育の小中連携が強化される。また 2 年次からの対象公立学校において、インクルーシブ教育の小中連携の基礎が築かれる。</p>																								
(5) 活動内容	<p>1. 特別な支援が必要な小学校 5 年生の中学校進学に向けた支援</p> <p>活動 1 の目的は、対象公立小学校に通う特別な支援を必要とする 5 年生が教職員の支援を得て中学校へ進学できるようになること、そのための体制が具体化することによって全国公立学校のモデルとなることである。小学校教職員は、5 年生に対して中学校での勉強に遅れを取らないよう学習面での準備を支援する。中学校教職員は、中学校進学前のオリエンテーションや、5 年生と中学校生徒との交流活動を支援し、心理面での準備を行う。これらを通じ、全国の公立小中学校のインクルーシブ教育における小中連携の基礎を築く。2 年次は、対象の公立小学校を 16 校に拡大する。1 年目の対象 8 校は、1 年目の事業内容の実践を強化し、新たに対象となった 8 校⁸へ普及させる。</p>																								

⁸ 新対象 8 校は、1 年次対象校と同様、行政区と県の教育課職員との協議を経て、「家庭の脆弱性」「生徒の脆弱性」「同分野における過去の活動実績」「当事業への協力体制の有無」といった項目を基準に選定する予定である。

2 年次の活動内容は以下の通り：

1. 1. 対象の公立小学校のベースライン調査

当会職員とコンサルタントが、新たに対象となった公立小学校 8 校の 5 年生の中学校進学に向けた支援についてのベースライン調査を実施する⁹。1 年次の手法と合わせるため、電話によるデータ収集を行う。

1. 2. 特別な支援を必要とする 5 年生を対象とした準備プログラムの開発と研修の実施

1. 2. 1. 研修教材の改訂（教員用）

当会職員と特別学校、モンゴル国立教育大学の職員が、中学進学準備プログラムのための公立小学校の教員向け研修教材および 4 年生、5 年生の補習教材を改訂する。本改訂は、専門家グループからの助言や、1 年次対象校の教員からのフィードバックに基づき行う。

1. 2. 2. 指導者研修

活動 1. 2. 1. で改訂した公立小学校の教員向け研修教材を使用し、当会職員と特別学校、モンゴル国立教育大学の職員が、ウランバートル市において指導者研修を実施する。1 年次の指導者研修参加者 32 人（対象 8 校の教職員、政府関係者、地区教育課代表）に対しては、改訂点を中心に、1 日間実施する。本研修に初めて参加する、2 年次の対象 8 校の教職員代表計 24 人に対しては、改訂された研修教材全体を使用して 2 日間で指導する。

指導者研修を受講した教員の代表が各学校に戻り、他職員に一般研修として研修内容を普及するカスケード方式を取る。指導者研修に参加する教員研修担当は、クラス担任ではなく、校内の教員の能力強化に携わる業務を担っているため、研修のファシリテーションスキルを有している。先行事業では、このような人材を活用して研修内容の普及を図り、一般研修の前後に行った理解度を測るテストでは 90%以上の教員についてインクルーシブ教育の理解の向上が見られた。この実績を踏まえ、本事業でも同様のカスケード形式を取る。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（マスク、消毒液）を用意する。これにより、異なる地域から参加者が集まる本研修において、可能な限り安全な形での活動実施を目指す。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

1. 2. 3. 一般研修

活動 1. 2. 2. の指導者研修への参加者 48 人（各校 3 人）が講師となり、各対象校で小学校 4 年生と 5 年生の教職員を対象に、一般研修を実施する。1 年次からの対象校では、計 99 人の教職員に対して改訂点を中心に 1 日間で実施する。2 年次対象校では、計 99 人の教職員に対して、改訂された研修教材全体を 2 日間で指導する。

なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用

⁹ この活動は、活動 2. 1.、3. 1.、4. 1. と併せて実施する。

品（消毒液）を各対象校に提供する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

1.2.4. 補習教室の実施

活動 1.2.3. の一般研修を受講した対象 16 校の教職員が、各対象校で小学校 4 年生と 5 年生の学習に遅れのある生徒に向けて、1 週間に 2、3 時間、放課後教室を実施する。これにより、学習に遅れのあった生徒が、小学校での学習内容の基礎を身に付けた上で中学校に進学することができる。参加する生徒が学習の際に使用する予備の筆記具やノートなどの文房具を提供する。また、担当教員が教材を作成するために必要な、紙、ペン、ハサミなどの文房具を提供する。準備プログラムの内容をさらに改善するため、9 月から 3 月まで毎月放課後教室を実施する教職員を対象にワークショップを実施する。

1.3. 5 年生の子どもが中学校へ進学する前後の生徒主導の交流活動

1.3.1. 生徒向けガイドブックの改訂

1 年次の生徒向けワークショップで教師や生徒から得たフィードバックや教訓をもとに、中学校の生徒会が主導して、5 年生が不安なく中学校に進学できるようサポートしていくためのガイドブックを改訂する。

1.3.2. 生徒向けワークショップの実施

中学校の生徒会が、新しく入学する生徒に対するサポートを自主的に計画、実施していくことができるよう、生徒会活動を支援するソーシャルワーカー、教職員ら計 32 人（各校 2 人、対象 16 校）に対し、コンサルタントが活動 1.3.1. で改訂されたガイドブックの内容を説明する（指導者向けワークショップ、1 日間、1 回）。2 年次は 1 年次に比べ対象校が倍増するため、コンサルタントが各校に訪問して指導者を養成するのではなく、ウランバートル市に参加者を集めて指導者向けワークショップを実施する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（マスク、消毒液）を用意する。これにより、異なる地域から参加者が集まる本ワークショップにおいて、可能な限り安全な形での活動実施を目指す。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

その後、当指導者向けワークショップへの参加者が、計 288 人（各校 18 人、対象 16 校）の生徒会メンバーに向け 1 日間、1 回普及ワークショップを開催する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

上記指導者向けワークショップおよび普及ワークショップに参加したソーシャルワーカー、教職員、生徒会メンバーは、その後、各対象校 225 人の生徒（6-9 年生、生徒会メンバー以外を含む）に対し上記とは別の普及ワークショップを実施し、生徒間の交流活動を行う。その際、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を各対象校に提供する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

1.3.3. 交流活動の実施

活動 1.3.2. のワークショップに参加した生徒会メンバーを中心として、対象公立小学校と中学校間で生徒主導の交流活動を実施し、進学したばかりの 6 年生に向けた学習

や学校生活に関する定期的な情報提供や、上級生との交流活動を定期的に行う。交流の際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

1.4. 引き継ぎ体制の整備

1.4.1. 一般研修

活動 1.2.2. の指導者研修を受講した教職員 48 人（各校 3 人）が、各対象校にて、非就学児へのアウトリーチおよび引き継ぎ体制の整備に関する一般研修を 1 日間、1 回開催する。本研修は、活動 1.2.3. の一般研修と併せて、1 年次からの対象校の教職員計 99 人、2 年次からの対象校の教職員計 99 人に対して実施する。研修後、一般研修を受講した参加者は、非就学児のアウトリーチ、特別な支援が必要な子どもに関する個別指導計画や、家庭状況および保健情報などの基本情報の管理体制と、5 年生教職員から 6 年生教職員への引き継ぎ体制を確立する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を各対象校に提供する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

活動 2. 公立中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備

活動 2 の目的は、対象となる公立中学校が、インクルーシブ教育システムの確立に必要な環境を整備することで、全国公立学校のモデル校となることである。特別な支援が必要な子どもへの個別指導計画や、家庭状況および保健情報の小学校から中学校への引き継ぎ体制を確立する。また、中学校において生徒の発達支援や家庭との連携を担うスクール・ソーシャルワーカーの能力強化を実施する。2 年次は、対象の公立中学校を 16 校に拡大する。1 年目の対象 8 校は、1 年目の事業内容の実践を強化し、新たに対象となった 8 校へ普及させる。普及については、後述の活動 2.3.3. 学び合い活動の促進、4.5. 事業ワーキンググループ、4.7. 意見交換会において行う。

2 年目の詳細な活動内容は以下の通り：

2.1. 対象の公立中学校のベースライン調査

当会職員とコンサルタントが、新たに対象となった公立中学校 8 校の特別な支援を必要とする子どもの支援体制や学校環境についてのベースライン調査を実施する¹⁰。1 年次の手法と合わせるため、電話によるデータ収集を行う。

2.2. 中学校教職員向けインクルーシブ教育研修教材の開発と研修の実施

2.2.1. 教職員向け研修教材の改訂

当会職員と国立教育大学および特別学校の職員が、特別な支援を必要とする子どもに配慮した学校での物理的・心理的・学習面での環境整備についての研修教材を改訂する。本改訂は、専門家グループからの助言や、1 年次対象校の教員からのフィードバックに基づき行う。

2.2.2. 指導者研修の実施

活動 2.2.1. で改訂した教材を使用し、当会職員と国立教育大学および特別学校の職員が、ウランバートル市において指導者研修を実施する。1 年次の指導者研修参加者 32 人（対象 8 校の教職員、県・地区教育課代表）に対しては、改訂点を中心に、2 日間実施する。本研修に初めて参加する、2 年次の対象校 8 校の教職員 計 24 人に対しては、

¹⁰ この活動は、活動 1.1.、3.1.、4.1. と併せて実施する。

改訂された研修教材全体を使用して 3 日間で指導する。

なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（マスク、消毒液）を用意する。これにより、異なる地域から参加者が集まる本研修において、可能な限り安全な形での活動実施を目指す。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

2.2.3. 一般研修の実施

活動 2.2.2. 指導者研修への参加者 48 人（各校 3 人）が講師となり、各対象校で公立中学校の教職員を対象に一般研修を実施する。1 年次からの対象校では、計 467 人の教職員に対して改訂点を中心に 2 日間で実施する。2 年次対象校では、計 467 人の教職員に対して、改訂された研修教材全体を 3 日間で指導する。

なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を各対象校に提供する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

2.3. 研修内容の実践、コンサルテーションとモニタリング

2.3.1 研修内容の実践

活動 2.2.2. と 2.2.3. の研修を受講した公立中学校教職員が主導して、担任教師による個別指導計画の作成と実施、保護者との連携、学習環境の整備、生徒の心理的支援など、研修で学んだ内容を実践する。参加者が研修内容を実践する際に必要なペン、色紙やテープなどの文房具も提供する。

2.3.2. コンサルテーションとモニタリング

当会職員、コンサルタントとインクルーシブ教育調整委員会メンバー（ウランバートル市と地方）が、学校現場での実践的助言とモニタリングを行う。コンサルテーションでは、現場のニーズに合わせて実践的研修や会合を実施する予定だが、その際、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、モニタリング活動に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。コンサルタントの実践的研修に参加する者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

2.3.3. 学び合い活動の促進

対象 16 校の学び合い活動のため、2 年次からの対象校教職員計 80 人（各校 10 人ずつ）が 1 年次からの対象校を訪問する。1 年次からの対象校教職員が、これまでの学びをどのように教授法や教材開発などの実践に結びつけているかを、2 年次からの対象校教職員に紹介する。本訪問に先立ち、1 年次からの対象校教職員が、提供されたペンや紙などの文房具¹¹を使用して、企画・準備（プレゼンテーションや配布・掲示資料の準備を含む）を行う。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を 1 年次からの対象校に提供する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

¹¹ 各公立学校に政府から供与される管理費は少額、かつ教師の給与は低いため、事業で使用するための文房具を学校や教師に負担させることは難しい。

また、本活動での活用を念頭に、1年次からの対象校の好事例をまとめた冊子を作成し、全対象校に配布する。

2.4. 子どもにやさしい学習教材の供与と環境整備

2.4.1. 学習環境および物理的環境整備

1年次からの対象校に対しては、1年次のニーズ調査の結果をもとに、障害を持つ子どもが使用しやすいトイレ、校内の手すりやスロープ、バリアフリーな通学路や学校の出入り口の整備など、物理的環境改善を実施する。2年次からの対象校においては、障害のある子どもが使用しやすいトイレ、校内の手すりやスロープの必要性、通学路や学校の出入り口の状況などの調査を実施する。3年次にこれらの整備を行い、学校の物理的環境を改善する予定である。

また、2年次からの対象校に対しては、学習環境改善のための子どもにやさしい発達支援セット（教職員が授業に使用するプロジェクター、パソコン、プリンター、ラミネーターやペーパーカッターなどの資機材や中学校生徒向け発達支援のための玩具、電子本、CDプレーヤー、ボールなどの学習教材）を各校に1セットずつ供与する。

2.4.2. 子どもにやさしい発達支援セット活用のための研修教材の開発

当会職員とコンサルタントが、事業で供与する子どもにやさしい発達支援セットを特別な支援な子どもに向けて活用するための実践的な研修教材を改訂する。本改訂は、専門家グループからの助言や、1年次対象校の教員からのフィードバックに基づき行う。

2.4.3. 研修の実施

活動 2.4.2. で開発した教材を使用して、ウランバートル市では1日間、1回、ウブスハンガイ県、ホブド県それぞれの対象地では4日間、1回、4人のコンサルタントが講師となり、2年次からの対象8校の教職員およびスクール・ソーシャルワーカー計36人に向けて研修を実施する。会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、参加者が研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子の提供をする。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19の感染防止対策として、衛生用品（マスク、消毒液）を用意する。これにより、他地域から講師が訪問する本研修において、可能な限り安全な形での活動実施を目指す。本活動は、活動 2.3.2. コンサルテーションとモニタリングの際に行う。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

2.4.4. 発達診断テストの普及研修の実施

モンゴル国立教育大学および名古屋大学の代表が、ウランバートル市にて、国立・県立病院、教職員養成機構、国立教育大学、国立リハビリテーションセンターなどの代表計24人に向けて、田中ビネー知能検査モンゴル版¹²の普及研修を1回対面で実施する。当研修では4日間の講義の後、約1か月後にフォローアップの1日間の講義が実施される予定である¹³。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。COVID-19の感染防止対策として、衛生用品（マスク、消毒液）を用意する。これにより、異なる地域

¹² 2020年に完成した、モンゴルでは初めての知能検査。名古屋大学とモンゴル国立教育大学が共同開発した。この検査を普及させることは、モンゴルでの発達支援教育を後押しすることとなる。

¹³ 1年次事業申請時には研修が未完成で、モンゴル国立大学の代表と協議の上5日間の研修として計画していた。しかし、研修完成後、4日間の講義およびその1か月後に1日間のフォローアップがあることが明らかになった。そのため、今回はその前提で計画を策定した。

から参加者が集まる本研修において、可能な限り安全な形での活動実施を目指す。完全にオンライン化することが不可能なため、対面実施が叶わない場合は、代替活動を検討するか、中止する。

2.4.5. 発達診断委員会および校内支援委員会¹⁴の能力強化研修

ウランバートル市および対象 2 県の発達診断委員会および校内支援委員会のメンバー計 100 人を対象に、能力強化研修をウランバートル市および対象 2 県のそれぞれで 1 回ずつ実施する。モンゴル教育科学省、労働社会保障省や市・県の教育課職員などが最新の発達診断やインクルーシブ教育に関する政策を、これらの委員会に共有、説明する。また教育、保健、社会福祉など異なる分野のステークホルダーが所属するこれらの委員会の連携強化により特別なニーズを持つ子どもの教育サービスへのアクセスにつなげたり、学校における子どもに対する支援の質を向上することを目指すとともに、現場での診断に関わる課題を議論する機会を提供する。またこの機会を通じて、インクルーシブ教育の実践に不可欠な校内支援委員会の強化にもつなげる。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（マスク、消毒液）を用意する。これにより、異なる地域から参加者が集まる本研修において、可能な限り安全な形での活動実施を目指す。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

活動 3. 保護者の子育て支援

活動 3 の目的は、対象の公立学校に通う子どもの保護者および非就学児の保護者が、子どもの心身の健康や教育を促進するための知識¹⁵を身につけ、子どもにとって肯定的で前向きな子育てができるようになること、そのためのモデル支援活動を確立することである。2 年次は、対象の公立学校を 16 校に拡大し、教職員や保護者主導の地域での啓発活動を実施する。

2 年目の詳細な活動内容は以下の通り：

3.1. 対象の公立小・中学校の保護者向けベースライン調査

新たに対象とする公立学校 8 校で 5 年生から 9 年生の保護者および非就学児の保護者向けベースライン調査を実施する¹⁶。1 年次の手法と合わせるため、電話によるデータ収集を行う。

3.2. 教職員向け保護者支援のための研修開発とワークショップの実施

3.2.1. 教職員向け保護者支援教材の開発

当会職員とコンサルタントが、教職員が保護者や保護者会の能力を強化するための指導教材を改訂する。本改訂は、専門家グループからの助言や、1 年次対象校の教員からのフィードバックに基づき行う。

3.2.2. 教職員向け指導者ワークショップの実施

活動 3.2.1. で改訂した教材を使用し、当会職員とコンサルタントが、ウランバートル市において指導者ワークショップを実施する。1 年次の指導者研修参加者 29 人（対象 8 校の教職員、対象地域の APDC 代表）に対しては、改訂点を中心に、1 日間実施する。本研修に初めて参加する、2 年次の対象校 8 校の教職員 計 24 人に対しては、改訂さ

¹⁴ 「障害のある子どもを通常学校で受け入れる際の規則（教育科学省大臣令、A/292）」で各公立学校に設置が義務付けられた委員会。学校長、保護者および教職員が構成員となる。個別指導計画に基づき、特別な支援が必要な子どもの支援方法や支援体制について協議および連携をしながら、子どものニーズに沿った支援を実施するという役割を持つ。

¹⁵ 性別の違いや障害の有無にかかわらず、全ての子どもが義務教育を受ける権利を有することへの理解を含む。

¹⁶ この活動は、活動 1.1.、2.1.、4.1. と併せて実施する。

れた研修教材全体を使用して2日間で指導する。

なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19の感染防止対策として、衛生用品（マスク、消毒液）を用意する。これにより、異なる地域から参加者が集まる本ワークショップにおいて、可能な限り安全な形での活動実施を目指す。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

3.2.3. 教職員向け一般ワークショップの実施

活動3.2.2. 指導者研修への参加者が講師となり、各対象校教職員を対象に一般研修を実施する。1年次からの対象校では、計467人の教職員に対して改訂点を中心に1日間で実施する。2年次対象校では、計467人の教職員に対して、改訂された研修教材全体を2日間で指導する。本研修では、保護者の能力強化を行うだけでなく、子どもの就学や就学継続に困難を抱える保護者を継続的に講師がフォローアップする端緒とする。

なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を各対象校に提供する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

3.2.4. 保護者会能力強化のための会合

活動3.2.2.の指導者研修に参加した教職員が、研修で習得した内容について、各対象校の各担当クラスにおいて1日間1回、保護者会代表（1年次からの対象校からの参加者計900人、2年次からの対象校からの参加者計900人）に指導する。1年次からの対象校では、リフレッシュ研修となるため、3-4時間で実施する。一方、2年次の対象校では終日（8時間）の会合となる。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、2年次からの対象校においては飲料や茶菓子を提供する¹⁷。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具は、1年次・2年次の対象校全てに提供する。

3.2.5. 実践

保護者会メンバーが主体となって、活動3.2.4.の学びをもとに、各対象校において子どもの心理的な支援についての啓発イベントや学習面の家庭でのサポートについての講演会などを実施するための計画を立て、教職員がその活動を支援する。講演会などの実施の際に参加者が使用する筆記具、紙やテープなどの文房具も提供する。参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。COVID-19の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を各対象校に提供する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

3.3. パートナーシップ活動

3.3.1. 障害児親の会の会合

¹⁷ 徐々に対象校の自立性を高めていくため、1年次からの対象校では飲食代を本事業から提供しない。

対象地域 5 か所¹⁸にて、APDC のメンバー間での能力強化のための会合やワークショップを開催する。これを通じ、保護者および地域社会に対するインクルーシブ教育についての啓発や、障害のある子どもやその保護者に対する支援を担う地域の当事者団体としての役割を強化する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を APDC 各支部に提供する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

3.3.2. 分野横断専門家チーム、家庭子ども若者支援センターとの会合

子ども保護担当のソーシャルワーカー、医者や警察からなる分野横断専門家チーム（MDT: Multi-Disciplinary Team）と県・区・市ごとに設置されている家庭子ども青少年開発局（AFCYD: Authority for Family, Child and Youth Development）代表が、各対象校にて、学校や保護者との連携について協議する会合を開催する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

3.3.3. イベント企画会合

活動 3.3.1、3.3.2 の会合に参加した代表者、教職員、保護者が、地域の中での啓発活動イベントを企画する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

3.4. メディア報道と啓発活動

3.4.1. 啓発活動教材の作成

啓発活動教材を 2,000 部作成し、各対象校、APDC などの関係機関に配布する。これらの教材を利用し、教職員や保護者が、それぞれの対象地域の中で継続的かつ自主的にインクルーシブ教育の意義について啓発することが期待される。

3.4.2. メディア報道

ウランバートル市および対象 2 県でメディア会社と連携し、テレビ、新聞、ラジオを通して、9 ヶ月間、定期的に事業活動について全国へと発信する。対象 2 県における 1 年次の対象校は県都に位置していたが、2 年次の対象校は遠隔の村に位置する。そのため、メディア報道に地方での活動を含むうえで対象 2 県においてもメディア会社との連携が必要と判断した。当会職員や当事者団体の APDC メンバーの協力を得て、メディア報道の契約を結んだメディアの会社が素材作成やメディアの掲載をするため、その費用を提供する。

3.4.3. ソーシャル・メディア・キャンペーン

ソーシャル・メディアを使用し、小中学校を通してのインクルーシブ教育の大切さや中学校で特別な支援が必要な子どもが直面する課題や支援についての啓発動画やポスターを作成し、事業内容の発信と普及を行う。素材作成を行うのは、ソーシャル・メディア上でのキャンペーン実施に長けた会社が実施する。事前・事後にオンライン上で対象者向けにアンケートを取り、キャンペーンの効果について測る予定である。

3.4.4. 関係団体との連携

¹⁸ ウランバートル市それぞれの地区に 1 支部ずつ計 3 支部、ウブルハンガイ県とホブド県それぞれ 1 支部ずつ計 2 支部ずつ設置されている。

現地関係団体 3 団体と連携し、小中学校を通してのインクルーシブ教育の大切さや中学校で特別な支援が必要な子どもが直面する課題や必要な支援についての講演会、パネルディスカッション、子どもの声や考えを反映した絵や作文コンテストなど、計 3 回の啓発イベントを実施する。

活動 4. インクルーシブ教育を推進するための政策提言

活動 4 の目的は、全国の公立学校において、特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加を促すインクルーシブ教育体制を、本事業から得られた良い実践やエビデンスをもとに、政策に反映させることである。特に、中学校におけるインクルーシブ教育の整備、教科書やテストの特別措置等（「合理的配慮」）の実施、個別指導計画の引き継ぎ管理体制についての法整備、学校での子どもの心理的な支援や発達支援について政策提言を実施する。2 年次には、インクルーシブ教育調整委員会が、対象地域における実践に基づき、事業成果の継続や全国展開に必要な教育整備や法整備の政策提言をする。専門家グループでは、開発する教職員、保護者や専門家向けガイドラインの改訂に対する助言を得る。事業ワーキンググループでは、対象 16 校の学びや良い実践の収集をする。

2 年目の詳細な活動内容は以下の通り：

4.1. 小中連携や中学校におけるインクルーシブ教育の法整備についてのベースライン調査

新たに対象となる公立学校 8 校とモンゴルにおける小中連携や中学校におけるインクルーシブ教育の法整備および実施状況についてのベースライン調査を実施する¹⁹。1 年次の手法と合わせるため、電話によるデータ収集を行う。

4.2. キックオフワークショップの開催

4.2.1. ウランバートル市

ウランバートル市にて、2 年次開始時に新たに対象となる公立学校 6 校を対象にキックオフワークショップを開催する。当会職員が、事業目標、事業活動、それぞれの役割についての説明を行い、対象公立学校 6 校と MOU (Memorandum of Understanding、了解書) を締結する。会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、参加者が会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を準備する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

4.2.2. 地方

対象 2 県のそれぞれで、事業開始時に新たに対象となる公立学校 2 校を対象にキックオフワークショップを開催する。当会職員が、事業目標、事業活動、それぞれの役割についての説明を行い、対象公立学校 1 校ずつと MOU を締結する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を準備する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

¹⁹ この活動は、活動 1.1.、2.1.、3.1. と併せて実施する。

4.3. インクルーシブ教育調整委員会

4.3.1. ウランバートル市

教育科学省が議長となり、ウランバートル市で、教育科学省教育政策局、およびその他関係機関から計 18 人が参加し、事業の持続性に関する事項（「(7) 持続発展性」参照）について協議する機会を半日間、年 3 回設定する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を準備する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

4.3.2. 地方

県教育課が議長となり、ウブルハンガイ県とホブド県で、それぞれの県の社会福祉政策局、教育文化局、LLEC(Life-long Education Centre: 生涯学習センター)、社会福祉局、家庭・子ども・若者支援局、APDC、障害児の教育・社会福祉・健康委員会の代表者からなる計 15 人が参加し、地方レベルでの事業の持続性に関する事項について協議する機会を半日間、年 4 回設定する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を準備する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

4.3.3. 政策提言ワークショップ

教育科学省が議長となり、ウランバートル市で、教育科学省教育政策局、インクルーシブ教育を実施するアジア開発銀行、ユニセフ、JICA およびその他関係機関から計 20 人が参加し、インクルーシブ教育に関する規程の作成や見直しをするためのワークショップを 1 日間、年 5 回開催する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、ワークショップに集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を準備する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

4.4. 専門家グループ

ウランバートル市にて、国立教育機構特別支援課、国立教育大学、地方教育委員会、教職員養成機構、特別学校、非営利団体の代表者からなる計 10 人が、当事業で開発した研修教材、ガイドラインやモニタリングツールのレビュー、研修や学校現場の視察を行い、専門的助言を当会職員、対象学校に向けて行う機会を、半日間、年 5 回設定する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を準備する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。

4.5. 事業ワーキンググループ

4.5.1. ウランバートル市

ウランバートル市にて、半日間、年に 7 回、対象公立学校 6 校（1 年次からの対象校、2 年次からの対象校双方を含む）の教職員の代表者が、事業活動の進捗状況を確認し、活動から得られた成果や学びを当会職員や対象学校間で共有する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなど

	<p>の文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を準備する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。</p> <p>4.5.2. 地方 ウブスハンガイ県、ホブド県のそれぞれの対象地において、半日間、年に 7 回、対象公立学校（1 年次からの対象校、2 年次からの対象校双方を含む）の教職員の代表者が、事業活動の進捗状況を確認し、活動から得られた成果や学びを当会職員や対象学校間で共有する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（消毒液）を準備する。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。</p> <p>4.6. インクルーシブ教育フォーラムの開催 NGO、国際機関、研究機関、大学、省庁など関係者とともウランバートル市でフォーラムを実施し、モンゴルでのインクルーシブ教育の実践や各団体の知見を共有する場を設ける。モンゴル政府のインクルーシブ教育への関心が高まる中、多様なステークホルダーの間でより効果的で持続的な全国展開の方法を議論することを目指す。主な参加者は NGO、国際機関、研究機関、大学、省庁などの職員、および教育関係者などを想定している。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、食事、飲料や茶菓子を提供する。参加者が会合の際に必要な筆記具、ノートなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（マスク、消毒液）を用意する。これにより、異なる地域から参加者が集まる本フォーラムにおいて、可能な限り安全な形での活動実施を目指す。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。</p> <p>4.7. 意見交換会 ウランバートル市にて、意見交換会を実施し、関係機関や対象校（1 年次からの対象校、2 年次からの対象校双方を含む）が参加する。プレゼンテーションや教材展示などを通じて、事業終了前に 1 年間の各対象校での成果と学びを共有する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、食事、飲料や茶菓子を提供する。参加者が会合の際に必要な筆記具、ノートなどの文房具も提供する。COVID-19 の感染防止対策として、衛生用品（マスク、消毒液）を用意する。これにより、異なる地域から参加者が集まる本会合において、可能な限り安全な形での活動実施を目指す。対面実施が叶わない場合は、オンラインで行うことを検討する。</p> <p>----- 直接裨益者数（2 年目）： 17,719 人（小中学校教職員 1,196 人、小中学校生徒 14,300 人、生徒の保護者 1,880 人、関係機関職員 343 人） 間接裨益者数（2 年目）： 10,674 人（小中学校教職員 600 人、小中学校生徒 10,074 人）</p>
(6) 期待される成果と成果を測る指標	<p>1. 特別な支援が必要な小学校 5 年生の中学校進学に向けた支援</p> <p>成果 1) 対象の公立小学校に通う特別な支援を必要とする 5 年生の中学校進学のための準備が整う。</p> <p>成果 1 の指標 1) 2 年次から対象とする公立小学校 8 校に通う、特別な支援を必要とする 5 年生の男子および女子 85 人の 60%以上が、中学校進学のための準備ができてい</p>

	<p>ることが示される。 〔確認方法：準備プログラムの事前・事後質問紙や子どもや教職員への聴き取り調査〕</p> <p>成果 1 の指標 2) 1 年次から対象とする公立小学校 8 校に通う、特別な支援を必要とする 5 年生の男子および女子 85 人の 80%以上が、中学校進学のための準備ができていることが示される。 〔確認方法：準備プログラムの事前・事後質問紙や子どもや教職員への聴き取り調査〕</p> <p>2. 公立中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備</p> <p>成果 2) 対象の公立中学校で、インクルーシブ教育を推進するための環境が整う。</p> <p>成果 2 の指標 1) 2 年次から対象とする公立中学校校の教職員 385 人の 60%以上が、中学校でインクルーシブ教育を推進するための環境が整ったとの認識を示す。 〔確認方法：研修の事前・事後質問紙、授業観察、教職員や子どもへの聴き取り調査、供与した学習教材等の使用状況についての記録〕</p> <p>成果 2 の指標 2) 1 年次から対象とする公立中学校 8 校に通う、特別な支援を必要とする 6-9 年生の男子および女子 340 人の 60%以上が、教職員から十分な支援を受けているとの認識を示す。 〔確認方法：子どもや教職員へのアンケート、聴き取り調査〕</p> <p>3. 保護者の子育て支援</p> <p>成果 3) 対象公立学校に通う子どもを持つ保護者および非就学児の保護者が、子どもの心身の健康や教育を支援するための知識を身に付ける。</p> <p>成果 3 の指標) 啓発イベントに参加した保護者 900 人の 60%以上が、子どもの心身の健康や教育を支援できると答える。 〔確認方法：活動実施前後のアンケート、保護者や子どもへの聴き取り調査〕</p> <p>4. インクルーシブ教育を推進するための政策提言</p> <p>成果 4) 小学校から中学校までの特別な支援が必要な子どもの自立や学校参加を推進するための体系的なインクルーシブ教育制度に向け、1 つ以上の政策文書が改訂あるいは作成される。</p> <p>成果 4 の指標) 2 つ以上のインクルーシブ教育推進のための政策文書草案について、インクルーシブ教育調整委員会の中で議論が行われ、その内容が反映される。 〔確認方法：インクルーシブ教育調整委員会会議の議事録、政策文書草案〕</p>
(7) 持続発展性	<p>1. 以下の方法を通じて、事業を裨益団体や現地提携団体等に引き継いでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後教職課程に進む学生や教職員が、事業終了後も本事業で開発した研修を受講できる仕組みを構築するための働きかけを行っていく。モンゴル教育科学省や国立モンゴル教育大学などからの教材に対する公式認定取得や、研修教材の教育科学省への引継ぎは 3 年次に予定している。 ・ 本事業では、研修を単発的な知識習得の場ではなく、教職員のスキルを中長期的に醸成するための契機として位置づける。具体的には、研修の実施後、現場による実践に関して当会職員や専門家グループがコンサルテーションを提供したり、教職員間の学び合い活動や教員自身が自身の教え方を振り返るための支援を行う。これにより、インクルーシブ教育に関する理解の深化、また実践現場で生じ

	<p>る課題を解決するためのスキル向上を目指す支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業ワーキンググループにおいて、事業対象校の教職員が活動からの学びを同僚へ伝えたり、校則や実務の改善を行うというような教職員主体の活動を促進する。・ 研修やワークショップが、その対象者である教職員や保護者自身により、継続実施できるよう、指導者を養成する。本事業では原則、指導者養成研修と一般研修を並立させる。・ 事業活動の実践を踏まえた政策提言活動を計画・実施することで、政策の策定および改訂を目指し、インクルーシブ教育が国の制度として持続することを目指す。 <p>2. 学校に供与する資機材については、各学校長と当会の間で譲渡書を取り交わしている。これらの資機材や学校に設置する手すりなどについては、2年次に管理やメンテナンスについてのガイドラインを作成し、指導するなどフォローアップを行う予定である。</p>
--	---